



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 192 号

拡充されたキャリアアップ助成金

「正社員化コース」

有期雇用労働者等を正社員に登用したり、処遇改善の取組みを実施したりする企業への支援としてキャリアアップ助成金が設けられていますが、キャリアアップ助成金の「正社員化コース」が拡充されました。この拡充された内容をとり上げます

◆正社員化コース

「正社員化コース」とは、就業規則等で規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員に転換等をした場合に助成金が支給されるものです。有期雇用労働者以外にも、正社員ではない無期雇用労働者を正社員に転換した場合、また、正社員への転換だけでなく、多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）に転換した場合等も「正社員化コース」の対象となります。

◆拡充された内容

拡充された内容は以下のとおりです。

① 有期雇用労働者の要件緩和

有期雇用労働者から正社員に転換する場合、有期雇用の期間が6ヶ月以上で、通算3年以内という要件が設けられていましたが、6ヶ月以上に緩和されました。なお、有期雇用の期間が通算5年を超えた有期雇用労働者を正社員に転換する場合、助成金の額は、②の表のとおり、無期雇用労働者が正社員に転換した場合と同額にな

ります。

② 助成金の額の見直し

支給対象期間が「6ヶ月」から「12ヶ月」に拡充され、助成金の額も以下のように拡充されました。

| 正社員化前の雇用形態 | 有期雇用労働者 | 無期雇用労働者 |
|------------|----------------|---------|
| 企業規模 | | |
| 中小企業 | 80万円 (40万円) | 40万円 |
| 大企業 | 60万円 (30万円) | 30万円 |

※()内は通算雇用期間が5年超の場合

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数 20

③ 正社員転換制度規定の加算

今回、正社員転換制度の導入に取り組む場合の加算措置が新設されました。正社員転換制度を新たに規定し、その雇用区分に転換等をした場合に20万円(大企業の場合15万円)が加算されます。なお、1事業所当たり1回のみでの支給となります。

④ 多様な正社員制度規定の加算

多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)制度を規定し、この雇用区分に転換等をした場合の助成金の額が40万円(大企業の場合30万円)に拡充されました。この加算措置も1事業所当たり1回のみでの支給となります。

キャリアアップ助成金を利用する際は、事前にキャリアアップ計画書を管轄の労働局へ提出することが必要です。